令和2年 第92回(定例)神 河 町 議 会 会 議 録(第5日)

令和2年3月24日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和2年3月24日 午前9時開議

日程第1 第1号議案 神河町いじめ防止対策推進条例制定の件

日程第2 第21号議案 令和2年度神河町一般会計予算

第22号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計予算

第23号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計予算

第24号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算

第25号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計予算

第26号議案 令和2年度神河町土地開発事業特別会計予算

第27号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計予算

第28号議案 令和 2 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算

第29号議案 令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算

第30号議案 令和2年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算

第31号議案 令和2年度神河町水道事業会計予算

第32号議案 令和2年度神河町下水道事業会計予算

第33号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計予算

日程第3 承認第1号 第2期神河町人口ビジョン及び第2期神河町地域創生総合戦略の

策定の件

日程第4 承認第2号 神河町空家等対策計画の策定の件

日程第5 承認第3号 第2期神河町子ども・子育て支援事業計画及び第2期神河町次世

代育成支援対策推進行動計画の策定の件

日程第6 承認第4号 神河町業務継続計画の策定の件

日程第7 承認第5号 神河町自殺対策計画の策定の件

日程第8 発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見

書

日程第9 議員派遣の件

日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1 第1号議案 神河町いじめ防止対策推進条例制定の件

日程第2 第21号議案 令和2年度神河町一般会計予算

第22号議案 令和 2 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算

第23号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計予算 第24号議案 令和 2 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算 第25号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計予算 第26号議案 令和2年度神河町土地開発事業特別会計予算 第27号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計予算 第28号議案 令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算 第29号議案 令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算 第30号議案 令和2年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算 第31号議案 令和2年度神河町水道事業会計予算 第32号議案 令和2年度神河町下水道事業会計予算 第33号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計予算 承認第1号 第2期神河町人口ビジョン及び第2期神河町地域創生総合戦略の 日程第3 策定の件 日程第4 承認第2号 神河町空家等対策計画の策定の件 日程第5 承認第3号 第2期神河町子ども・子育て支援事業計画及び第2期神河町次世 代育成支援対策推進行動計画の策定の件 日程第6 承認第4号 神河町業務継続計画の策定の件 日程第7 承認第5号 神河町自殺対策計画の策定の件 発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見 日程第8 書

日程第9 議員派遣の件

日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員(11名)

1番	廣	納	良	幸	8番	藤	森	正	晴
2番	三	谷	克	巳	9番	藤	原	裕	和
3番	澤	田	俊	_	10番	栗	原	廣	哉
4番	/]\	寺	俊	輔	11番	藤	原	日	順
5番	吉	峃	嘉	宏	12番	安	部	重	助
6番	/]\	島	義	次					

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長	坂	田	英	之	主事 山 名 雅 也			
		説明	明のか	こめ出 店	ーーーーーーーーー 常した者の職氏名			
町長	Щ	名	宗	悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリイノベーション特命参事			
副町長	前	田	義	人	真 弓 憲 吾			
教育長	入	江	多喜	喜夫	建設課長 野 崎 直 規			
総務課長	日	和	哲	朗	地籍課長 藤田 晋 作			
総務課参事兼財政特命	参事				上下水道課長 真 弓 俊 英			
	児	島	修	\equiv	健康福祉課長 桐 月 俊 彦			
総務課参事兼情報発信特命参事 健康福祉課参事兼保健師事業特命参事								
	岡	部	成	幸	保 西 瞳			
税務課長兼滞納整理特命参事 会計管理者兼会計課長								
	和	田	正	治	山 本 哲 也			
住民生活課長	髙	木		浩	病院事務長 藤 原 秀 明			
住民生活課参事兼防災物	病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事							
	平	岡	民	雄	藤原広行			
地域振興課長	多	田		守	教育課長兼給食センター所長			
地域振興課参事兼商工	観光物	寺命参	参事		藤原美樹			
	/]\	林	英	和	教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長			
ひと・まち・みらい課	長				髙 橋 宏 安			
	藤	原	登記					

午前9時00分開議

○議長(安部 重助君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、第92回 神河町議会定例会第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第1 第1号議案

○議長(安部 重助君) 日程第1、第1号議案、神河町いじめ防止対策推進条例制定の 件を議題とします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長(三谷 克巳君) 皆さん、おはようございます。2番、三

谷でございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

3月5日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第1号議案、 いじめ防止対策推進条例制定の件についての審査報告をいたします。

3月9日に委員会を開催し、審査を行いました。採決の結果、委員全員の賛成により、 当委員会としましては原案のとおり可決することに決定いたしました。なお、討論はご ざいませんでした。

次に、審査の内容ですが、審査に当たって神河町いじめ防止基本方針の配付、説明を受けております。この基本方針ですが、いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行され、それを受けて26年9月に神河町いじめ防止基本方針を策定してます。そして29年3月の兵庫県いじめ防止基本方針の改定を受けて、9月に改定したものが配付しております基本方針でございます。

次に、審査の過程で出ました主な質疑、そしてその答弁内容について報告をいたします。

最初に、いじめを出さないための風土づくりをどのように考えているかとの問いに対しまして、道徳授業、子供たちの活動、総合学習、学級活動、それから学校行事、文化・体育行事などを通じて仲間づくり、友達を、そして人を大切にする、思いやりを持って接するなどの意識の醸成を図るのと、教師自身がいじめ防止基本方針にのっとって意識を高め、その観点から子供たちを見ていく、かかわっていくことを日常的に心がけてやっているとのことでございました。

次に、いじめの早期発見のために考えていることについての問いがございまして、早期発見には、教師が子供たちとのかかわりの中で、子供たちの変化、サインをしっかり見ていく、感じ取っていく力が必要とのことで、仲間づくり、仲間意識の醸成が予防につながり、早期発見にもつながっているとのことでございました。また、子供と教師との信頼関係の中で情報が入ると早期発見にもつながるとのことでございます。また、教師同士の情報交換、子供たちの様子を中心にした情報交換も積極的に行っているとのことで、それも早期発見につながっているとのことでございました。

次に、いじめを受けた子が相談する窓口があるのかとの質疑に対しまして、学校では 教師全体が窓口となっていると、子供たちが相談しやすくするためには、子供たちと教 師との信頼関係が一番大事であるとのことでございます。教師だけではなく養護教諭、 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーも含めて、子供たちが一番相談し やすいところへ行く体制づくりを強化しているとのことでございます。

次に、いじめ防止についての保護者への周知方法の問いに対しまして、町独自でパンフレット等は作成していないので、県が作成しているパンフレットやリーフレットなどを配るとのことでございました。

次に、条例の第4条で、「児童等は、いじめを行ってはならない」、「児童等は、他 の児童等に対して行われているいじめ等を認知したときは、これを放置することがない よう努めなければならない」と規定しており、小学生、中学生を対象に努めなければならないという表現には違和感があるとの質疑がございまして、これに対しまして、いじめ、自殺が社会問題化され、いじめは学校と生徒と子供だけの問題ではなく、社会全体の問題であるという中で、町の責務、学校・教職員の責務、保護者の責務、町民の責務を規定する中で、子供の位置づけとして、いじめの禁止等とあわせて定義をしているとのことでございます。国のいじめ基本方針、推進法でも、いじめの禁止、児童等はいじめを行ってはならないと規定しているので、それを参考にしたとのことでございます。

次に、重大事態が発生したときに設置するいじめ問題対策委員会、また再調査をするいじめ問題調査委員会の委員の選考に関しての問いがございまして、委員は、法律、教育、心理等に関する知識及び経験を有する者でございまして、具体的には弁護士、学識経験者、臨床心理士、医師、社会福祉士、また、学識経験者には生徒指導専門の大学教授等から選び、対策委員会は教育委員会が委嘱し、調査委員会は町長が委嘱しますが、これらは兼務することはできないとのことでございます。さらに、弁護士はこちらから指名するのではなく、弁護士会から推薦をいただくという公平な立場での選定も考えているとのことでございます。また、いじめ問題対策連絡協議会の開催頻度の問いに対しましては、年に一、二回の開催を考えているとのことでございました。

次に、重大事態の定義についての質疑がございまして、重大事態とは、生命、身体、心身、または財産に重大な被害をこうむったかどうかで、具体的には、児童生徒が自殺を計画した場合、また自殺を図った場合、また身体に重大な損傷を負った場合、金品等に重大な被害をこうむった場合、精神性の疾患を発症した場合、それから、もう1点は相当の期間学校を欠席した場合が重大事態の定義とのことでございました。

次に、平成28年からいじめの報告件数がふえたが、いじめの定義が変わったのかとの問いがございまして、これに対して、いじめの早期発見、早期対応、未然防止につなげていくために、平成28年からささいないじめもいじめとして認識することになったとのことでございます。いじめの件数は、29年度の50件をピークに、30年度は45件、元年度は2月末現在でございますが、25件と減ってきており、取り組みの効果も出てきているとのことでございました。

いじめの定義としましては、昭和60年は、自分より弱い者に対して一方的に、身体的に心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもので、学校としてその事実を確認しているものという定義でございましたが、平成13年度からは、一方的、継続的、深刻という文言を削除しまして、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものという注釈を追加しているとのことでございました。次に、いじめに関しての児童生徒へのアンケートについての質疑がございまして、中学校は学期に1回、人間関係を主にしたアンケートを年に2回行っています。また、期末テスト時には1週間の教育相談を設けています。小学校では、2回から5回のアンケ

ート調査を行っております。また、学期ごとに保護者にアンケートを行っている小学校 もあるとのことでございます。

次に、いじめが減ってきている要因についての質疑がございまして、その答弁としましては、子供にかかわる時間をふやす。例えば、休み時間もしっかりと先生が見守る取り組み、また、子供たちの自己有用感、自尊感情を高める教育として、一人一人を大切にする取り組み、機会あるごとに一人一人の児童生徒に声をかけることが信頼関係を生み、認められているということにもつながっていくので、この取り組みを進めているとのことでございます。

次に、インターネットによるいじめ防止方法についての質疑がございまして、インターネット上の検索を専門業者に業務委託している自治体もございますが、いろんな面で難しいとのことで、神河町では積極的な方法はとっていないが、情報を収集できるようにして、情報提供などがあれば調べたり確認をとっているとのことでございます。予防的なものとしましては、電話会社、兵庫県警察のサイバー対策課、専門家による研修や生徒会でのルールづくりをするなど意識の醸成を図っているとのことでございました。

以上、主なもののみの報告をしましたが、このほかの質疑等につきましては、お手元に配付しております報告書に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。 以上で第1号議案の審査報告を終わります。

○議長(安部 重助君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安部 **重助君**) 質疑がないようでございます。質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[賛成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第1号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。 本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第1号議案は、原案のとおり可 決されました。

日程第2 第21号議案から第33議案

○議長(安部 重助君) 日程第2、第21号議案から第33号議案、令和2年度各会計

予算を一括議題とします。

13議案の審査を付託しておりました予算特別委員会の審査報告を求めます。藤原日順予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長(藤原 日順君) 予算特別委員会委員長の藤原でございます。 当委員会では、去る3月5日の本会議において付託されました第21号議案、令和2年 度神河町一般会計予算及び第22号議案から第33号議案までの各特別会計・企業会計 予算について審査を行いました。審査に当たっては、神河町財政の健全性を前提とした 地方の発展、また町民の皆様が安全で安心して生活ができ、かつさらなる福祉の向上に つながることを前提として審査を行いました。

それでは、特別委員会の審査内容を報告いたします。

去る3月11日、議長を除く10名による特別委員会を開催いたしました。審査結果 については、当委員会として、いずれも原案のとおり可決することに決定しております。 続いて、審査における質疑応答について主な論点を簡潔に申し述べます。

まず、第21号議案、令和2年度神河町一般会計予算であります。歳入につきまして、固定資産税のうち償却資産分に係る今後の見込みですが、大河内発電所の発電機3号及び4号機のつけかえ工事が予定されており、その事業費の7割相当額が課税価格に反映され、来年度以降は増額になる見込みとの答弁でした。また、普通交付税については、算定の単位費用が若干高目で基準財政需要額が多くなって、交付税額の4.2%の伸びにつながっているということでございます。

さらに、幼児教育・保育の無償化に伴う財源措置については、昨年度では特例交付金のうち臨時交付金として国が全額見ており、本年度は地方消費税交付金で措置がなされているとの説明でした。

歳出の1番目は総務費で、まず、アグリイノベーション事業の取り組みと今後の方向性についての質疑では、地方創生事業の一環として、農業所得の安定による定住人口の確保を目指して推進してきたが、どの営農団体においても新たな作物の生産に取り組む余裕がないというのが現状でありまして、当面はアグリイノベーション神河株式会社を柱として、担い手協議会とともにニンジンの産地化を図っていきたいとのことであります。旧大山小学校跡地の利活用では、今後、大山地区の区長さん方との協議を重ねていくことになります。また、姫路ケーブルへのバックアップ回線の使用料については、相互利用という意味合いから価格交渉の余地があるのではという指摘に対して、その考え方もあると思われるので、再契約の際にはその点を含めて協議をしたいとのことであります。また、デマンド型交通、いわゆる乗り合い運行ですが、今回既に生活支援協議体として「お出かけ号」という実績がある長谷地区で行って、ニーズの把握、福祉分野とのかかわり、全町的な取り組みとしての可能性、それらを探るものであり、この実験を通して今後の方向性を見出していきたいとのことであります。ほかには、企業誘致について、いろいろと意見交換がなされました。

次は、民生費です。災害時要援護者管理システム事業では、個別避難行動計画とリンクした地図情報システムが必要となっており、このシステム導入により避難誘導経路の表示によって、地区防災計画にも資するものであるということでございます。

次は、農林水産業費であります。道の駅管理運営事業については、地域が主体となって田舎らしさや田舎の魅力を発信するというコンセプトを達成するため、アンテナショップについて、6月以降については運営協議会が中心となって事業を実施するとのことです。

次の商工費ですが、新規事業の観光かるた製作業務では、神河町を題材としたかるた を作成して、小学校、きらきら館などの教育施設に配布して活用してもらう。また、価 格は未定ですが、各所にも販売していくということも考えているということでございま す。

その次に、土木費でございます。特定空き家等除却・修繕事業について、令和2年度は6件を予定しているとのことであります。内訳といたしまして、2件は相続人全員が相続放棄されている、そういう予定でありますので、略式代執行を行う除却費用が全体で640万、所有者が除却される4件については1件当たりの補助上限額が100万円で、400万でございます。うち、略式代執行分については国の補助が半額受けられますので、残りの町の負担分は320万となり、所有者が除却する分の補助については国や県から4分の3相当額、300万円の補助がありますので、町の負担は100万円となり、合計、町の負担は420万が見込まれているということでございます。

消防費では、地域防災力強化促進事業につきまして、町内13カ所の特定ため池による浸水想定調査結果を受けてハザードマップを更新するということでございます。

最後に、教育費についてであります。公共施設等総合管理計画に基づいた学校施設等 長寿命化計画の策定事業や、県費で行っておりますスクールソーシャルワーカー事業に ついての質疑がございました。また、町史編さん事業につきましては、アドバイザーの 意見を取り入れながら、編さん室の設置も含めて町史編さんの方向性を定めていくとい うことでございます。

他の費目につきましては、特に報告すべき質疑はございませんでした。

総括質疑におきまして、予算執行の心構えとして、決算時の繰越金が減ることが予想されるので、期中に増額補正を組むにもその財源が不足するおそれがあり、それを補うための安易な財政調整基金の繰り入れとならないよう、また、特定財源の確保や経費の抑制に努めてもらいたい、その旨を申し入れました。その他、小学校統合に伴う通学バス路線の公平性確保、常備消防の体制見直し、そして予算規模の縮小に向けた歳出削減、特に人件費の抑制などについて意見交換がなされました。

以上で質疑を終結して討論に入り、皆様のお手元に配付してございますとおり、少数 意見留保の報告書にも記載がございますとおり、藤森委員より反対討論がなされました。 第21号議案について採決の結果、起立多数で可決することに決定をいたしました。 続いて、第22号議案から第33号議案までの各特別会計・企業会計予算のうち、第22号議案、令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計予算では、姫路市の事業脱退精算金の積算根拠についての質疑がございました。

第23号議案、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計予算に関する質疑では、 マイナンバーカードに保険証機能が付与されることについての確認がございました。

第24号議案、令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、 前年度比較で特別徴収が減って普通徴収がふえているのは、国の制度改正によって保険 料負担がふえたために、特別徴収から普通徴収に切りかわったものと思われるとのこと でございます。

今、申し述べました議案以外の第25号議案、令和2年度神河町介護保険事業特別会計予算、第26号議案、令和2年度神河町土地開発事業特別会計予算、第27号議案、令和2年度神河町訪問看護事業特別会計予算、第28号議案、令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算、第29号議案、令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算、第30号議案、令和2年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算、第31号議案、令和2年度神河町水道事業会計予算、第32号議案、令和2年度神河町下水道事業会計予算、第33号議案、令和2年度公立神崎総合病院事業会計予算の9議案につきましては、特筆すべき質疑、討論ともなく、採決の結果、12全ての議案において起立全員で、当委員会として原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算特別委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長(安部 重助君) 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長(安部 **重助君**) 質疑がないようでございます。質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより議案ごとに討論、採決に入ります。

まず、第21号議案、令和2年度神河町一般会計予算に対する討論に入ります。 反対討論ございませんか。

藤森正晴議員。

○議員(8番 藤森 正晴君) 8番、藤森です。第21号議案、令和2年度神河町一般 会計予算に対して、反対討論をいたします。

地域創生に向けての予算を否定するものではありません。これからの神河町が見えてきません。過疎地域自立促進の財源、過疎債32億円余りの過疎対策は生かされているのでしょうか。また、生かされなければなりません。人口減少対策、子育て支援、高齢者福祉事業、明石市はどうでしょう、住民に大変人気があります。いいところは取り入れ、創意工夫をし、神河町ならの予算を組むべきではないでしょうか。教育においても、学力向上は無論ですが、自然体験やユニークさを取り入れた興味を持たす授業をし、想

像力、発想力を養い、日本一の学校を目指してほしい。そういう予算も入れてほしい。 今、ケーブルテレビ、まちかどウィークリーで放送しております中学校の3年生を送る 三送会はすばらしい発想であろうと思います。今、新型コロナウイルスで通常の卒業式 ができないから、輝いて見え、心に非常に響きます。また、スポーツ、文化上位大会出 場には元気をもらいます。その出場横断幕は、本庁掲示ではなく、もっと目にとまると ころへ改善すべきである。そうすることにより、より大きな励みとなり、予算額以上の 効果を生むと思います。

次に、観光であります。3つのエリア、ばらつき予算であると思います。特に大きいのが大河内エリアであり、越知川名水街道自転車下りは町の自然を生かしたすばらしいものであると思います。最少の経費で最大の効果の出る観光事業をしてほしい。それぞれのエリアの特色を生かし、交流から定住の事業でなければならないと思います。

次に、アンケート調査で上位を示す企業誘致であります。若者定住・移住には欠かせません。過疎債を充当したスキー場や貸し工場事業は企業誘致として進められてきました。若者雇用として期待はするが、どうでしょう。その企業誘致の予算の計上がありません。ないと言っても過言ではありません。受け入れ用地の整備、また粟賀小学校、大山小学校の跡地も視野に入れ、企業誘致の専門職員を配置し、県の宅建協会の情報を待つのでなく、足を運ぶなどし、営業活動に努力しなければ、待っていても企業は来ません。このままではさらに過疎は進んでいきます。

本年は国勢調査のときであり、確実に収入は減少していきます。人口ビジョンでは40年後には、人口6,000人近くになると想定しておりますが、何十年先より今新たな視点に立った行政、政策の転換が求められるときであります。優秀な若い職員も多くいます。ともに知恵や能力を出して元気なまちづくりが望まれます。厳しい中であるからこそ、ほかにない神河町の行政評価の向上へ予算編成をし、過疎の町の返上を求めます。以上、反対の意を表明し、反対討論といたします。よろしくお願いします。

- ○議長(安部 重助君) 次に、賛成討論ございませんか。
 藤原裕和議員。
- ○議員(9番 藤原 裕和君) おはようございます。9番、藤原裕和でございます。ただいま、藤森議員のほうから反対討論がございました。令和2年度の一般会計、82億 1,500万の予算ですね。藤森議員の討論を聞かせていただいておったら、過疎対策、そういう部分が生かされていないとか、観光予算がばらつきが見えるとか、企業誘致についても、もっと推進をせよというような数多くの御意見がありました。その部分では、私も特別委員会の中では、藤森議員と同じような、特に企業誘致なんかについても、同じような思いを少しは持っております。しかしながら、あえて当初予算について、この82億1,500万を期待をするという立場で賛成討論をいたしたいと思います。

今議会の中で、町長のほうから、たしか私の一般質問であったと思うんですけども、 町民は役場を選ぶことはできない、神河町の財政が破綻するようなことになれば、町民 にとっては悲劇ですというようなお言葉もありました。我々から次の若い世代に多くの 財政のツケを回すことは絶対許されないと強く思います。将来を見据えたときに、健全 な財政運営、これを求めなければなりません。

本予算に対する審議も、議員は多いほうが審議内容も機能強化するというような御意 見もありまして、この特別委員会全員で、議長を除く全員で取り組んだんですけども、 チェックが十分に果たされていたのかという思いでもあります。そうした中で予算審議 の中で、特に K 議員のほうから、時間外手当 3,700万について質問がございました。 その部分については、私は、この点について、そのK議員と思いは同じであります。そ うした中で、残業手当3,700万という部分に特化して、少し考えてもみました。もし も、この3,700万円、ノー残業デーというようなことも、私、少し質問の中では言っ たんですけども、こういう職員の中でそういう思いがほとんどの全てで、もし、この3, 700万円、残業がなく定時に行われたとしましたら、その3,700万円は一気に浮い てくるわけですね。そうした中で、例えば、そのお金を子育て世代が特に望んでおられ る、私もこういう声をよく聞くんですけども、学校給食費の負担分、4,000万円ぐら いだと思うんですけども、こういう部分にすぐ充てられると、そういうようなことも実 現可能ではないか。予算の使われ方、特に人件費をできるだけ切り詰めていただきたい という思いで少し申しております。こういう役場の人件費を減らして、その分を住民の ために振り向ける、振り回す、こういうことを多くの住民はもちろん望んでおられるこ とだろうと思うんです。

それから、財政予算についても、これまで大きく膨れ上がってきた、ここ 2 年、 3 年前ごろから大きく膨れ上がってきた予算を、今回は目標を定めて、財政のほうで目標を定めて、 2 5 年度の、 5 年ほど前の 7 6 億円まで圧縮するというような答弁もあったんですけれども、こういう小さくするという部分の思いが、なかなか 7 6 億円まで一気に下がらず、今回 8 2 億 1, 5 0 0 万円、こういう部分で初めて前年度比 8. 5 % まあまあ大きく圧縮が図られたんですけれども、そういうような答弁もいただきました。

また、予算審議の中では、前田副町長のほうから、これも答弁あったんですけれども、 片方の足で、例えば右足でアクセルを踏み込んでいかざるを得ない、そうして、もう片 っぽの足でブレーキをかける、こういうような立場での予算組みだったろうと思うんで すね。こういう例えがたしかあったと思うんですけども、そういう部分でなかなかどの 事業を残して、どの事業を生かすと、こういう部分が大変難しいというような、たしか そういうような答弁もありました。なかなか、こういう膨らみ過ぎた大きな予算を効果 の低い事業、そういう部分を選び出してふるいにかけると、そういう部分で予算を思い 切って縮小していただきたい。特に、人件費などのこの部分の経費が……。

- ○議長(安部 重助君) 藤原議員、今の答弁は討論になってませんので、予算を評価し とる感じの物の言い方、発言なんで……。
- ○議員(9番 藤原 裕和君) いや、賛成討論です。

- ○議長(安部 重助君) 賛成討論してください。
- ○議員(9番 藤原 裕和君) もちろん賛成討論ですよ。そういうことで……。
- ○議長(安部 重助君) 討論に切りかえてください。討論してください。
- ○議員(9番 藤原 裕和君) もちろん討論ですよ。人件費などの経費を計画的にそぎ落として、そういう役場組織をスリム化をしなければ、こういう部分は今後生かされる、急がなければならないと思うんです。こういう部分で、今年度の予算も、そういう部分では圧縮が図られてました。そういう部分で今後とも、この脆弱な財政運営を立て直すという部分で、これまででき得なかったこととか、数年動きが見られなかった行財政改革という部分を、もう少し今年度においてもスピード感を持って強力に推進してほしいと、こういうような取り組みを望んでおる、期待をいたしております。

人口が減り続けまして過疎化が進んでいくと、藤森議員のほうからも反対討論がありましたように、私もそのように心配をいたします。そういう中で、例えば人口1万人の類似町が全国にあるんですけども、こういう部分とやはり生かされる部分は生かして、今後ともやっていただきたいと思います。

最後に、福崎町と予算規模が同じ、今年度については82億円は、福崎町1万9,000人か2万人弱おられると思うんですけども、こういう町と比較を少しさせていただきますと、人口が神河町は1万人余り、1万1,000人しかいませんが、この役場のこの部分の人件費、先ほども言いました人件費の総額は13億6,187万円、この部分が予算で示されております。その福崎町と比較をすれば、この成果、効果は一体どれほどになるんでしょうか。今年度にこういう部分も少し期待を、福崎町よりもこういう部分ですぐれとるぞというようなお金の使われ方をしてほしいと思います。

人口1万人余りの町民の皆さんあっての、この役場でございます。全ての町民にとって、この神河町を大好き、私たちの町と誇れるように、町長をトップに、副町長、教育長、そして正職員126名、それから5人の再任用職員、そして132人のパートの任用職員を含め、全てで全職員263名の皆さんが、この神河町の将来のために危機感を持って、真心を込めた質の高い住民サービスが提供されるものと信じまして、本予算に賛成をいたします。期待をいたしております。

○議長(安部 重助君) 次に、反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

- ○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。吉岡議員。
- ○議員(5番 吉岡 嘉宏君) 5番、吉岡でございます。マスク取らせていただきます。 私は、第21号議案、令和2年度一般会計予算に賛成の立場で討論に参加をします。

令和2年度の一般会計予算は、これまでの大きなハード事業、ハード事業と申しますのは、建設土木工事等でございます。が一段落し、課題となっていた積み残しの事業に着手をした予算であると思います。また、平成17年に2町合併したわけですが、その

際の合併の理念「互敬・互譲、均衡ある発展」が令和2年度予算の観光施設費、建設課の所管の町道整備などのハード事業で旧町、この2町を比較した場合、どういうぐあいに配慮されているか調べてみました。観光施設費では、神崎エリアが約9,600万円、大河内エリアが約1億600万円、建設課所管の町道整備ほかハード事業、神崎エリアが約3億円、大河内エリアが約2億円の予算編成となっております。均衡のとれた予算編成であると私は思います。

昼間、がらがらで走っているコミュニティバスのデマンド化、デマンド化と申しますのは、10人乗りのワゴンを予約型で前日等に電話をして予約するという、これがデマンド化でありますが、この要望を一般質問で、私、吉岡、栗原議員、故松山議員がしましたが、令和2年度予算で社会実験を長谷エリアにおいて、745万の予算で行う旨の説明をいただきました。執行部も本腰を入れていただいたと評価をしています。

また、老朽し危険な状態にある、いわゆる老朽空き家、特定空き家と専門的には申しますが、その空き家の対策にも6件の除却、解体の予算として、1,112万が計上されており、町民の不安解消になるものと思います。待たれていた大山小学校と幼稚園の解体、撤去事業が<math>1億8,300万円で計上、あわせて跡地利用に<math>800万円が計上されています。やっと予算化されましたが、大山ブロック皆様の意見を十分聞いて、慎重に跡地活用の計画をお願いするものです。

次に、企業誘致についてです。働き口を積極的に町内につくることは重要な施策です。 これは、藤森議員、藤原裕和議員と私も同じ思いです。新年度予算には企業誘致という 予算説明資料のくくりには計上されておりませんが、農業振興費に農業振興地域整備計 画策定委託料620万円と、土木総務費に土地利用計画策定業務委託料493万8,00 0円が含まれており、両者で1,000万超えの予算額となっております。このことにつ いて、私が予算委員会で内容について説明しました答弁、答えとしましては、土地利用 計画でゾーニングを定め、その後農振計画の見直しを行うとのことでした。平たく言う と、これは田畑、田んぼ、畑等を企業用地にすることが可能になってくるわけです。企 業進出の打診はありますが、平地が3ヘクタール程度、田んぼでいうと3町ですね、3 ヘクタール程度確保できるか、あるいは10ヘクタールは確保できるかという用地の問 題で、企業誘致がオファーがあっても進まないという問題が前進できます。企業誘致の 際の用地対策に有効な手だてとして評価します。しかし、留意していただきたいことが 執行部にはあります。企業誘致には地域住民の合意形成が必要になります。粟賀小跡地 検討委員会でのワークショップの結果では、来られては困るというものが中に工場が上 げられております。地域住民の合意を大前提としていただくよう執行部にはお願いいた します。

若者定住施策として今年度も家賃補助、新築の補助、リフォームの補助、福祉施策として乳幼児医療費補助制度で高校生まで医療保険のきく病院での治療は無料が継続して予算計上されております。神河町が工夫をし、制度化したものでございます。評価をし

ます。

最後になりますが、神河町の標準財政規模は約50億円、今年度予算は約82億円で昨年から7億6,000万の減となりましたが、その差はまだ32億円ございます。来年度以降も予算額の縮小を図りながらの予算編成に努めてくださいますよう執行部にお願いし、私の賛成討論とします。終わります。

○議長(安部 重助君) 次に、反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[替成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論を終結します。

これより第21号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立多数であります。よって、第21号議案は、原案のとおり 可決されました。

次に、第22号議案、令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計予算に対する討論 に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第22号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第22号議案は、原案のとおり 可決されました。

次に、第23号議案、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論 に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[賛成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第23号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第23号議案は、原案のとおり 可決されました。

次に、第24号議案、令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[替成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第24号議案は、原案のとおり 可決されました。

次に、第25号議案、令和2年度神河町介護保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[賛成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第25号議案は、原案のとおり 可決されました。

次に、第26号議案、令和2年度神河町土地開発事業特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[賛成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第26号議案は、原案のとおり 可決されました。

次に、第27号議案、令和2年度神河町訪問看護事業特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[替成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございます。討論を終結します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第27号議案は、原案のとおり 可決されました。

次に、第28号議案、令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございます。討論を終結します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第28号議案は、原案のとおり 可決されました。

次に、第29号議案、令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算に対する討論 に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[賛成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第29号議案は、原案のとおり 可決されました。

次に、第30号議案、令和2年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算に対する討論 に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[替成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第30号議案は、原案のとおり 可決されました。

次に、第31号議案、令和2年度神河町水道事業会計予算に対する討論に入ります。 反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[替成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第31号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第31号議案は、原案のとおり 可決されました。

次に、第32号議案、令和2年度神河町下水道事業会計予算に対する討論に入ります。 反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[替成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第32号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第32号議案は、原案のとおり

可決されました。

次に、第33号議案、令和2年度公立神崎総合病院事業会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[賛成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、第33号議案は、原案のとおり 可決されました。

日程第3 承認第1号

〇議長(安部 重助君) 日程第3、承認第1号、第2期神河町人口ビジョン及び第2期 神河町地域創生総合戦略の策定の件を議題とします。

承認第1号に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論はないようでございます。討論を終結します。

これより承認第1号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 承認第2号

〇議長(安部 重助君) 日程第4、承認第2号、神河町空き家等対策計画の策定の件を 議題とします。

承認第2号に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論はないようでございます。討論を終結します。 本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 承認第3号

○議長(安部 重助君) 日程第5、承認第3号、第2期神河町子ども・子育て支援事業 計画及び第2期神河町次世代育成支援対策推進行動計画の策定の件を議題とします。

承認第3号に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論はないようでございます。討論を終結します。 これより承認第3号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 **重助君**) 起立全員であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 承認第4号

〇議長(安部 **重助君**) 日程第6、承認第4号、神河町業務継続計画の策定の件を議題 とします。

承認第4号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 承認第4号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。 本承認は、神河町業務継続計画の策定の件でございます。大規模な災害が発生した際 に、行政みずからが被災し、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に行 う応急業務及び業務継続の優先度が高い通常業務等をあらかじめ特定し、災害時であっ ても適切な業務執行を行うことを目的として、神河町業務継続計画を策定いたしました ので、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき、議会の承認を求めるものでござい ます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく

御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

住民生活課、平岡防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事(平岡 民雄君) それでは、今年度策定をいたしまし 神河町業務継続計画の概要につきまして説明をさせていただきます。

近年、毎年のように全国各地で自然災害による甚大な被害が発生しております。大規模災害が発生した際、自治体は災害対応の主体として重要な役割を担うことになりますが、過去の全国の災害を振り返ると、首長の不在、庁舎や電気、通信機器の使用不能等により、災害対応に支障を来した例もあります。当町にも、大きな災害がいつ襲ってくるかわかりません。必ず、それはやってくることを前提に、災害時に人や物、情報等が制約を受けた場合でも一定の業務が行えるよう、課題を明らかにし、対策を事前に準備するために、この業務継続計画を策定しました。

では、計画書の1ページをお開きください。

まず、第1章、総則で第1節、業務継続計画の目的と方針等を記載をしております。 第1に業務継続計画とはということですが、先ほど町長が提案説明で申しましたとおり でございます。繰り返しになりますが、大規模な災害が発生し、行政みずからが被災し、 利用できる資源に制約があっても優先的に行う応急業務、これは災害対応業務になりま すが、それと非常時であっても継続しなければならない優先度の高い通常業務をあらか じめ特定をしておき、大規模災害時にあっても適切に業務執行を行うことを目的とした 計画になります。

第2に策定の目的ですが、災害対策については、基本的かつ総合的な計画といたしまして、町の地域防災計画を定めておりまして、その中で災害予防から災害応急対策、災害復旧、復興対策までさまざまな取り組みを定めています。一方で、役場は住民生活に密着した行政サービスを提供しており、災害対応中であっても休止することが住民生活に重大な影響を及ぼす業務は、継続して実施することが求められます。大規模災害により行政自身も被災し、庁舎機能の低下があっても業務の継続力の向上に向けて適切に対応していくことが課題となります。こういった課題を明らかにして対応していくことが、この計画の目的になります。

続きまして、2ページ目をお願いをいたします。大規模災害が発生した場合の業務継続に係る基本方針を以下の3つといたしております。少しはしょりながら読ませていただきます。1点目といたしまして、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることを最優先といたします。このため、非常時優先業務以外の業務については積極的に縮小または休止をいたします。2点目といたしまして、人、物、情報、ライフライン等の資源が限られた状況にあっても業務を遂行するため、明確な目標を持って業務に取り組む。必要な人員や資機材等の確保、配分は横断的に調整をいたします。3点目といたしまして、業務継続体制を維持するため必要な人員の確保や庁舎、ライフラ

イン等の資源確保に関する対策を計画的に講じておく。訓練を通して、本計画の周知、 浸透を図るといたしております。

続いて、4ページをお願いいたします。地域防災計画と、この業務継続計画の関係について記載をいたしております。地域防災計画は防災に関して処理すべき業務などを定めるもので、職員やライフライン等必要な資源が被害に遭わないことが前提となっております。一方、業務継続計画は、利用可能な必要資源に制約がある中での資源配分の合理化、業務継続の特定及び対策などが主眼となっております。結果的には、地域防災計画をより実効性のあるものに補完するものということになります。

6ページをお願いをいたします。この計画の発動条件等を記載いたしております。大規模な災害の発生により、町域及び役場の機能に甚大な被害が生じた場合、または災害対策本部長、これは町長ですけども、この対策本部長の指示があった場合にこの計画が発動されます。発動権限者は町長で、その職務代理者の順位は以下の四角囲みのとおりとしております。このページの一番下に計画の発動期間を記載をいたしておりますが、原則として発災から1カ月間を想定しております。

続きまして、8ページでございます。災害対策本部の組織編成、そして9ページから 12ページまでは役場内の災害対策班、各課の災害対策の事務分掌を記載をしておりま す。これは地域防災計画の中で定められているものでございます。

次に、13ページをお願いをいたします。初動体制の方針でございます。初動体制の確保あるいは構築は、被災者の命を救えるかどうかや災害対応を的確に進めていくための情報把握など、それらを行う上で最も重要な部分となりますが、ここではその初動体制の方針や手順、災害対策本部会議での協議事項などを記載をいたしております。

14ページをお願いをいたします。受援体制の確保になります。大規模災害が発生した際は、消防、警察あるいは自衛隊、それ以外にも近隣や県内、また全国の自治体からも応援が入ってくることが想定されます。また、物資の受け入れもしていかなくてはなりません。そういった応援を受け入れる体制の基本的事項をここでは記載をしております。詳細につきましては、別途受援計画、受ける援助、受援ですけども、その受援計画を策定する必要があります。この受援計画につきましては、現在、住民生活課のほうで作成をいたしてる最中でございまして、予定といたしましては令和2年度中に策定を終えたいと考えております。

次の16ページから17ページにかけましては、情報収集伝達、資機材や物資の緊急 調達、支援の強化について、必要事項を記載しております。

18ページには職員の安全確保、健康管理の部分、それから19ページには執務環境の整備の状況や課題を記載をしております。

21ページから23ページには、課題と事前対策ということで記載をしております。 これは、庁舎が被災した場合にも業務を遂行するための課題あるいは起こり得るリスク、 それに対してやっておかなければならない事前の対策をまとめております。 続きまして、25ページから32ページにかけましては、予想される災害と被害想定として、当町に起こり得る災害の特徴や危険性、被害の想定などを記載をしております。 続きまして、33ページの第4章からは、職員の参集の基準や参集可能人員の分析について記載をしております。その中で、35ページの第2節、参集可能人員の分析のところでございますけども、第1として、職員参集の前提条件があります。これは風水害のときと地震の災害のときに分けて職員の参集予測の考え方を示しております。風水害時と地震災害時と大きく違っているのは、役場までの参集にかかる移動手段で、風水害は車での移動、地震時では徒歩の移動を想定しております。実際は、車での移動が可能であるならば当然車での移動ということになりますが、条件としては最悪の状況を想定をしております。また、両方に共通した事項といたしまして、風水害時は四角囲みのエ)、それから地震災害時はオ)に記載しておりますように、発災から24時間以内までは本人及び家族等の被災のため、1割が参集できないと想定をしております。この1割というのは、国の内閣府が示しております地震発災時における地方公共団体の業務継

36ページにつきましては、発災から1カ月間の時間経過による状況変化に応じまして、それぞれの局面を第1から第6フェーズ、フェーズというのは局面とか段階といった意味になりますが、これを6つに区分した表になっております。

続の手引きとその解説を参考にしております。

それから37ページから40ページにかけましては、35ページで示しました参集の前提条件と36ページの分析フェーズにより、現在各課に配属されている職員の人数や居住地等も考慮して計算をいたしました参集可能職員数を風水害時と地震災害時に分けて記載をしております。

続きまして41ページから61ページの第5章ですけども、これは平常時に行っている通常業務のうち、災害時でも優先的に行う業務と一旦休止する業務を対策班の各課で検討いたしまして、仕分けをした一覧表になります。それぞれの業務の復旧レベルと業務を開始する時期の目安を示しております。

最後、第6章はコンピュータシステムで処理をしている行政データ、行政の業務を進める上で非常に重要な行政データになりますが、そのバックアップリストを資料として掲載をしております。

今回、このような計画書を作成させていただきましたが、策定したことによって明らかになった課題、不備な部分を改善していくこと、そして有事の際にこの計画に基づいて我々職員がしっかりとした体制で業務に当たっていくことが重要であると認識をいたしております。備えておかなければならないこと、事前の対策など具体の部分につきましては、今後役場全体の中で内容を詰めていきまして、令和2年度中でこの計画はより実効性のあるものにしていきたいと考えております。その内容や進捗につきましては、民生福祉常任委員会でその都度報告をさせていただき、議員の皆様からも御意見等いただければというふうに考えております。大変はしょった説明で申しわけありませんでし

たが、今後も引き続き、町の防災対策に係る御助言や御提言をお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。 澤田議員。

〇議員(3番 澤田 俊一君) 3番、澤田です。少し何点か確認と質問をさせていただ きたいと思います。

まず、この計画につきましては、兵庫県下で、まだ策定できていない町が6町あった中で、令和元年度の当初予算で災害対策事業として、業務計画策定の業務委託料396万円が計上されております。まず、お尋ねしたいのが、この委託業務、委託先と委託料の額、それと委託の期間、それをまず確認したいのと、もう1点、こういう計画につきましては、庁舎内部の計画ですけれども、庁舎内部は庁舎内部であって、策定委員会等を設けて、それぞれ各課の状況を把握しながらつくっていくというのが一般的ではないかなと思うんですけども、その作成の経緯、過程で、そういう形で委員会なり、各課ヒアリングとかそういうことが積み上げられてきた計画なのか、その2点について、まずお伺いしたいと思います。

- 〇議長(安部 重助君) 住民生活課、平岡防災特命参事。
- 〇住民生活課参事兼防災特命参事(平岡 民雄君) 住民生活課、平岡でございます。まず、この計画の策定につきましては、株式会社ぎょうせい関西支社に委託をいたしております。契約額につきましては、304万7,000円でございます。履行期限につきましては、令和元年5月15日着手で、完成が令和2年3月23日でございます。

それから、この計画の策定に係る経緯でございますけども、第1章から第4章までに つきましては、担当課である住民生活課のほうで中心でコンサル業者と打ち合わせを行 いながらまとめております。そして、第5章につきましては、対策班、各課の業務とい たしまして、優先業務とそれから休止する業務の検討、仕分けを各課で行っていただい たということでございます。以上でございます。

- ○議長(安部 重助君) 澤田議員。
- ○議員(3番 澤田 俊一君) 3番、澤田です。実は、ことしの2月の5日の民生福祉常任委員会の席上で、この計画の概要についての説明があった中で、私がどういう形でこの計画ができたんかというところをなぜ質問したかというと、そのときに総務課長が私もこの計画は初めて見るんやということをおっしゃったんですね。ですから、本当に役場の中で議論をされて本当にこれできてきたんかというのが本当に疑問なんです。それは、提案説明の中で特命参事がおっしゃった、策定する中で課題が見えてきたり、不備な点の改善が必要なんやということで、十分な議論が積み上げられずにこの計画ができてしまってるんと違うかなと、多額の予算をかけて、その辺がちょっと心配なわけなんです。それで1回目の質問をしました。

私が言いたいのは、その次に、この前の常任委員会でも質問をしましたけれども、こ の計画の推進体制です。いわゆる地区防災計画につきましては、担当課であります住民 生活課が中心になって、その計画に基づいて、いわゆる町内で発生した災害の対応を行 われる、これは役場から外の部分ですよね。今回、策定されたのは役場の中の部分、役 場自体も被災をして、役場自体の機能をある程度失って、それをどう立て直すか、そう いう2通りの対策が役場については必要なわけですよね。そういう中で、私はこの計画 の推進体制自体が、いわゆる災害対策本部で住民生活課の防災担当が中心になった体制 で、どちらもこの内部の部分、それと外部の部分、外部の町民が被災された部分と内部 の業務の立て直し、両方を進められようとしてるんですけども、私自身の感覚としては、 本当に役場自身も被災してるので、内部は大変混乱してると思います。そういう意味で 地区防災計画の推進については、もちろん町長を本部長に住民生活課、防災担当が中心 になって積極的に進めていくべきだと思うんですけども、私は役場内部の業務について は、役場も被災してるわけですから、トップダウンの指示も大変必要だと思います。も ちろん、町長が外向けにも役場の中にも体制を進められるというのは、それは有能な町 長ですから可能かもしれませんが、私はこの内部の業務の継続計画については、例えば 副町長が中心になって総務課にこの事務の推進体制を置いて進めていく。そうすること が住民にとっても役場にとっても、また混乱してる役場の中の限られた人数で対応しよ うとする部分がすっきりいくんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の ところについて何かお考えございますでしょうか。

- ○議長(安部 重助君) 住民生活課、平岡防災特命参事。
- ○住民生活課参事兼防災特命参事(平岡 民雄君) 住民生活課、平岡です。私のほうからは、少し担当課、事務分掌という観点から答弁をさせていただきたいと思いますけども、町の行政組織規則の別表の中に、役場内部組織の分掌事務の記載があります。それによりますと、防災関連の事務分掌といたしましては、住民生活課のところで地域防災計画に関することという項目の記載がございます。今回の業務継続計画につきましては、先ほどの説明の中でも申し上げましたが、地域防災計画を補完する計画という位置づけになっておりますので、その意味からもこの計画の策定自体は住民生活課の事務であるというふうに考えております。

その地域防災計画の中に、今回の計画でいいますと9ページになりますけども、その中に同じものを記載しておるわけですが、災害対策業務の各課の事務分掌ということで、その中に住民生活課のところの記載といたしまして、4番目に町内における災害応急対策の総合調整に関すること、5番目に災害応急対策に係る他市町、県、国、警察、自衛隊との連絡調整に関すること、役場仮庁舎、現地対策本部の設置、移転等に関すること、9番につきましては防災会議及び本部会議に関すること、10番目に町対策本部の設置、運営に関することというふうな記載がされております。これによりますと、災害対応業務の総合調整や関係機関との連絡調整、あるいは仮庁舎や現地対策本部の設置、移転な

ど、業務継続計画の発動の際にやらなければならない基幹的な業務は住民生活課の分掌 となっております。

この計画の中でいいますと、例えば19ページ、執務環境の整備という項目がありますけども、庁舎の電気設備や通信あるいは水道、トイレといった設備関係は、これは総務課の所管になりますので、その部分では総務課が中心に対策を進めていくことにはなると思います。なお、総務課には全体として行政組織の総合調整、連絡に関することという行政組織上の規則の中の事務分掌がございますので、組織全体の中で災害時の事務分掌にこだわらずにその役割があると思っておりますし、災害対応時にも当然その立場で各課間の連絡調整を担っているというふうに思っております。

いずれにしましても、澤田議員おっしゃいますように、災害対策業務は全課で対応していかなければならない業務でございます。議員の御提言も受けとめさせていただきまして、先ほども申しましたように、役場全体でこの計画をさらに実効性のあるものにできますよう、各課との連携をしっかり図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

- ○議長(安部 重助君) 日和総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。先ほど、委員会の際の御報告の中で総務課長が全く知らなかったという御発言もありましたので、あえて私のほうからも、事務分掌でいいますと、先ほど平岡防災特命が申し上げたとおりということで、総務課の事務分掌の中に、いわゆる危機管理であったり、こういった防災、そして水防、そして国民保護という部分については含まれておりません。住民生活課の所管業務ということになっております。

その中でじゃあ、総務課は何をしているのかということになるわけですけれども、総務課につきましては、議員も御存じだというふうに思いますけれども、現在でいいますと新型コロナ対策、これは健康福祉課が事務局を持っております。また、先ほど言いました水防、また防災の部分については住民生活課、そしてその中で現在も連絡会議含めて9回の会議を持っておりますけれども、これらにつきましても全て総務課が入って、そしてそのレベルが上がるごとに総務課が発信をしていく部分がふえていると、総合調整を担っているというところでございます。

全体の事務分掌の中でも、実は、政策、総合調整という部分の中に危機管理という項目を新たに起こしまして、担当も実は正副ということでは配置をしております。以前に、議会の中で、いわゆる執行部発言の中で住民の皆様、そしてまた議会の皆様に信頼を失墜するという、そういう発言があった際に、内部統制の一環として総務課が危機管理をしっかりと行えというようなことも言っていただいて、そしてそれから以降、全ての業務の中において、全ての危機管理の責任については総務課が中心になって調整を果たすということで現在も取り組んでおるところでございまして、議員の心配事ということはよく存じておりますけれども、役場はあくまで組織ということでございまして、それぞ

れの組織の中でしっかりと役割、機能分担をやっているというところでございます。そういったところを私のほうからは少し補足をさせていただきたいというふうに思います。あくまで今回の業務継続計画については、地域防災計画を補完するというところでの業務継続計画ということでございますので、所管は住民生活課で進めているというところでございます。以上です。

- ○議長(安部 重助君) 澤田議員。
- ○議員(3番 澤田 俊一君) 澤田です。策定の経緯、策定の担当という部分ではよくわかるんです。ですけども、今先ほど総務課長が例に言われた、コロナウイルス対策等々この役場内部がもう今混乱してるわけですよね、想定としては。それを統制するのがやはり私は総務課じゃないのかなと、そういうふうに思うんですけども、提案説明でもありましたが、十分に今後課題とか不備な点については、この1年かけて改善していくんやということをお聞きしましたので、最後に町長にお聞きしたいのは、災害を受けている住民の方々も安心できるように、外部にも十分やる、内部についてもしっかり業務を立て直すという部分について、決意というかその辺をお伺いしたいと思います。
- 〇議長(安部 重助君) 山名町長。
- ○町長(山名 宗悟君) 澤田議員の御質問にお答えしたいと思います。地域防災計画を 策定をし、そしてさらにそれを発展させていく強化する補完的なものとして、このたび の業務継続計画の策定をさせていただきました。この業務継続計画を策定はいたしまし たが、この策定をすることによって課題が明らかになり、その課題点を解決するために 具体的な取り組みについて、この2年度中に住民生活課で策定をするということになっ ております。

私の任務、言われましたようにどちらも神河町が安全、安心な町であることを確立するために重要なものでございまして、そのトップにある私の責務というのは極めて重大であります。そのことを十分認識した上で常に全体を見ながら、それぞれの各部署において責任を果たしていく、そういった指揮、命令をしていきたいというふうに考えております。以上です。

- ○議長(安部 **重助**君) ほかにございますか。 吉岡議員。
- ○議員(5番 吉岡 嘉宏君) 5番、吉岡です。14ページの受援体制の確保、4節ですけども、参事さんから受援計画を令和2年度中に作成するという説明があったので、そこで具体的なことが出るんだろうとは思うんですけども、私も熊本の益城町で支援に行った経験がございまして、この部分が物すごく気になったんですね。具体的に言うと10ページに事務分掌表があって、総務対策のとこありますよね、私の感覚でいうと、各市町、各民間から地震で神河役場が潰れた、えらいこっちゃということで応援に来てくれてんですね。来てくれたけども、書いてあるように、避難所スタートの受援とか物資の振り分けとかいろいろ仕事、応援に来てもうた人にしてもらうんですけど、じゃあ、

それの差配、誰がするんやということを、何課がするんやいうことを、私の感覚でいうと、この10ページの事務分掌の総務対策部、総務課、議会事務局が担当なっとんかな、そこにね、ここでうたいこんだどうかな思うんやけど、いやいや、そうやないですよと。受援計画書を2年度中につくりますんで、そこできっちり反映しますと。そういうことやったらええんですけども、ここらどうでしょう。

- 〇議長(安部 重助君) 住民生活課、平岡防災特命参事。
- ○住民生活課参事兼防災特命参事(平岡 民雄君) 住民生活課、平岡です。ありがとう ございます。吉岡議員も九州の益城町に応援に行かれたということで、そういう意味で いいますと、私も平成25年度に東日本大震災の支援ということで、宮城県の山元町に 1年間出向させていただきましたけども、同じことを感じました。たしか山元町は100人程度の職員数だったと思いますけども、それを上回る人数の応援職員が全国各地から集まっていたということで、その部署部署で本当に毎日忙しく仕事をしているところもあれば、もう少し仕事の配分といいますか、コーディネートといいますか、マッチングというんですか、そのあたりがうまくいってないようなところも確かに見受けられました。

そういう意味で、そういったたくさんの応援を、せっかく来ていただいた応援をしっかり必要なところに配置をして、そしてその力をかりて復興をしていくという意味においては、それを受け入れる、総括する担当者というのは非常に重要になってくると思います。具体的には、議員申されましたように、これから受援計画の中で、そういった細かい部分についてもしっかり計画をしていきたいというふうに思っておりますので、また御意見等いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

- ○議長(安部 重助君) 吉岡議員。
- ○議員(5番 吉岡 嘉宏君) 山元町の行かれた参事さんなんで、その辺は令和2年度 受援計画でいいものができると期待してますんで、よろしくお願いします。

それと、もう1点だけ聞きます。17ページめくってもらって、第4、重要な行政データのバックアップってありましてね、最後のとこのページ、後ろのほうのページのバックアップのページありますよね。最後のほうになります、62ページからデータバックアップリストいうのがあって、それの64ページの、僕が気になっとんのは戸籍システム、64ページの戸籍システムで、こういうことですね。地震が来ましたよ、全てパソコンもやられちゃって、役場にあるサーバーも壊れてしまいましたよと。それを防ぐんは、この日立システムズが豊中にあるから、そこでデータを持ってるから、役場が被災していろんな行政データが壊れてしまっても復元できますよ、これが前提なんやけど、ちょっとそれで聞くんやけど、僕も詳しくないんですけど、戸籍についてはこれを見ると別媒体で英語でRDXによるデータバックアップいうてあるんですね。これはカートリッジにデータを入れて持ち運びするもんいうことでインターネットで調べたら出てお

りました。であるんですけども、サーバーそのものは戸籍のもとになるんは、神河町役場にどうもあるみたいな感じなんで、多分、法務局にもサーバーあるんだろうと思うんですけども、もし、役場が地震が来て、山崎断層地震がもしも来て、戸籍の端末機もサーバーも壊れてオジャンなって、戸籍の復元どうすんねんっていう、そういうような気がするんですけども、そうなった場合ちょっとこの表だけではわからんので、そのバックアップについてお伺いします。

- ○議長(安部 重助君) 住民生活課、平岡防災特命参事。
- ○住民生活課参事兼防災特命参事(平岡 民雄君) 住民生活課、平岡でございます。議員おっしゃるように、そのほかのデータにつきましては、日立システムズに委託ということで、サーバーは大阪府のほうにございますけども、この戸籍関係、これが神河町役場というふうになってございます。これも同じように大阪のほうにデータがあって、被災したときにはそこのバックアップがある、それで大丈夫。そして大阪との通信が途絶えたときには神河町役場にあるデータでもって一定出せる、例えば住民票であるとか戸籍であるとか、そういったある程度の制限は出るというふうには聞いておりますけども、そこで対応できるというふうに思ってたわけなんですけども、ちょっとこれが神河町役場ということで少し戸籍関係が違う取り扱いになっているようでございまして、申しわけございません、少しちょっとお時間をいただいて調べさせていただけたらというふうに思いますが、申しわけございません。
- ○議長(安部 重助君) 審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開を10時 55分といたします。

午前10時39分休憩

午前10時55分再開

○議長(安部 重助君) 再開します。

先ほどの吉岡議員の質問に対する答弁を求めます。

住民生活課、平岡防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事(平岡 民雄君) 住民生活課、平岡でございます。時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、吉岡議員から質問のありました戸籍関係のデータの保管について、お答えをさせていただきます。戸籍関係のデータにつきましても、そのほかのデータと同じようにクラウド方式、要は離れた場所に保存しておくという方式をとろうとしたときに、戸籍法によりまして外部にそういったものを置くことが許されなかったという経緯がございます。その関係で役場の中にメーンなりサブのデータを置いているというところでございまして、しかしながら、東日本大震災のときにあの地域で大きな被害があって、そういったデータも失ってしまったということがございまして、その後、法務省との連携の中で、例えば西日本側の自治体は東日本のほうへ、東日本側の自治体は西日本のほう

へ、それぞれクラウドを設定して、そこにバックアップデータを置くという方式をとっておるそうでございまして、神河町においては北海道のほうにそういったデータがあるということでございます。以上でございます。

○議長(安部 重助君) ほかございませんか。ほかございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[賛成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより承認第4号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 承認第5号

○議長(安部 **重助君**) 日程第7、承認第5号、神河町自殺対策計画の策定の件を議題 とします。

承認第5号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 承認第5号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。 本承認は、神河町自殺対策計画の策定の件でございます。この自殺対策計画は、平成 29年7月に国の自殺総合対策大綱が閣議決定され、各自治体においてもそれぞれ自殺 対策計画の策定が義務づけられました。神河町においては、平成29年3月に自殺対策 計画も含んだ神河町第2期健康増進計画・食育推進計画を策定し、「周囲の人のこころ の状態に気づき、いのちを支えよう」と基本目標を立てておりました。

今回策定の自殺対策計画では、より具体的な計画とすべく、5つの基本施策を掲げ、「誰も自殺に追い込まれることのない神河町の実現を目指して」を基本理念とし、神河町自殺対策計画を策定いたしましたので、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課保健師事業特命参事から御説明いたしますので、よ ろしく御審議をお願いいたします。 ○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

健康福祉課、保西特命参事。

〇健康福祉課参事兼保健師事業特命参事(保西 瞳君) 健康福祉課、保西でございます。それでは、計画の概要、内容につきまして御説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。計画策定の趣旨につきましては、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、平成29年7月には誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指した自殺総合対策大綱が閣議決定をされました。この改正により、都道府県及び市町村には自殺対策計画が義務づけられ、兵庫県においても平成29年12月に兵庫県自殺対策計画が策定されました。当町においては、平成29年3月に神河町第2期健康増進計画・食育推進計画を策定し、市町村自殺対策計画も含めた計画として取り組みを進めてきましたが、国の法改正、県の自殺対策計画からさらなる関係機関との連携、相談体制の強化推進を図る必要があることから、より具体的な計画として見直しを策定します。

計画策定の位置づけとしまして、自殺対策基本法第13条に基づき策定します。また、第2次神河町長期総合計画のまちづくりビジョン「ハートがふれあう住民自治のまち~大好き!私たちの町かみかわ~」に基づく基本目標「安心して暮らせる環境をつくる」に位置づけられ、本計画の目標を「誰も自殺に追い込まれることのない神河町の実現を目指して」として掲げ、まちづくりのビジョンに沿って位置づけます。

計画策定の期間につきましては、令和2年度を初年度とし、既に策定しております神河町第2期健康増進計画・食育推進計画の最終年度である令和3年度までの期間とします。

計画の推進につきましては、町のホームページなどを活用し、町民への周知を図ります。また、関係機関との連携、協力によりまして健康福祉課を中心に全庁的に計画の推進に取り組んでいきます。進行管理につきましては、自殺対策連携会議や神河町健康増進計画・食育推進計画会議において、必要に応じ施策の見直しを行っていきます。

2ページからの資料は、これは国の外部団体であります自殺総合対策推進センターからの政策パッケージを使用しております。まず初めに、政策パッケージの説明をいたします。自殺総合対策推進センターが地域自殺対策計画の策定を支援するために、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルを作成するとともに、地域自殺対策の策定に資することを目的とした地域自殺対策政策パッケージを作成しております。都道府県及び市町村は提供を受けた政策パッケージ等を活用して地域自殺対策計画を策定し、それに基づいて対策を推進します。そのようにして、全国で実施された政策パッケージ等の成果を自殺総合対策推進センターが収集、分析し、分析結果を踏まえて、政策パッケージの改善を図るという流れになります。つまり、国とPDCAサイクルを回すことで自殺対策を常に進化させながら推進することとなっております。

それでは、引き続き2ページからの説明をさせていただきます。第2章、神河町の自

殺の状況として、平成 2 6 年から 3 0 年の 5 年間の当町の自殺の状況をあらわしております。国、県との比較を行うために、人口 1 0 万当たりの自殺者をあらわす自殺死亡率を用いております。国、県においては減少傾向にありますが、当町においては高い状況が続いています。男性では 6 0 から 7 0 歳代が多く、次いで 4 0 歳代、 3 0 歳代、女性におきましては 8 0 歳代以上が多く、次いで 3 0 歳代、 7 0 歳代となっています。

3ページ、4ページには自殺総合対策推進センターからの地域自殺実態プロファイルの分析結果から、当町における自殺の特徴として、60歳以上の自殺者の9割は同居者があり、そのほとんどの人が無職者でした。それらのことから、当町における推奨される重点対象として、高齢者、生活困窮者、無職者、失業者が上げられます。

5ページから8ページにおきましては、平成28年度に実施しました神河町健康増進計画・食育推進計画策定基礎調査の結果から、小・中学生のストレスの状況等を掲載しております。

9ページをごらんください。第3章、計画の基本的な考え方です。誰もが生きがいと 安心を感じて暮らせるまち、誰も自殺に追い込まれることのない神河町を基本理念とし ます。本計画では、自殺総合対策大綱を踏まえ、5つの基本方針を掲げています。10 ページに1つ目、生きることの包括的な支援として推進、11ページに2つ目、関係施 策と有機的な連携による総合的な対策を展開、3つ目、対応の段階に応じたレベルごと の対策の効果的な連動、12ページ、4つ目、実践と啓発を両輪として推進、5つ目、 関係機関の役割を明確化し関係者による連携・協働を推進の5つであります。

13ページをごらんください。生きることを支えるこころの健康づくりの取り組みの方針として、ストレスへの対応の啓発を初め、相談しやすい環境の整備、周囲の人の心の状態に気づき、適切に対応できる人をふやすなど、身近な人々がお互いを見守り、支え合えるような地域、人づくりを推進するために住民の責務、町の責務を掲載しております。

14ページをごらんください。計画の数値目標として、計画最終年度の令和3年は自殺死亡率16.0で3人以下、長期総合計画評価年の令和5年には自殺死亡率10.0で2人以下、令和8年には自殺者ゼロを目標とします。ちなみに自殺者1人で死亡率は8.4ですので、令和3年度の死亡率16.0では約1.9人、令和5年の10.0では約1.2人となります。昨年の消費税の増税や新型コロナウイルスなど社会情勢による問題も影響しないかと心配しておりますが、対策を実行して自殺者ゼロを目指します。

そのための施策体系としまして15ページをごらんください。国が定める全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた5つの基本施策と当町の3つの重点施策から自殺未遂者等への支援、ひきこもり支援、心の健康に関する啓発の3事業を計画最終年度までの強化事業とします。

16ページをごらんください。第4章、自殺対策の取り組みです。当町における基本施策は5つです。1つ、地域におけるネットワークの強化、17ページに2つ目、自殺

対策を支える人材育成、18ページに3つ目、住民への普及啓発、19ページから22ページにかけて4つ目、生きることを促進させる要因への支援、5つ目、児童生徒のSOSの出し方に関する教育についてのそれぞれの関係機関、各課の取り組みの推進を記載しております。

2 3ページからは重点施策 3 つです。 1 つ目に高齢者支援、 2 5ページには 2 つ目の 生活困窮者等の支援、 2 7ページには 3 つ目の無職者、失業者等支援について記載して おります。

28ページには強化事業の自殺未遂者等への支援、ひきこもり支援、心の健康に関する啓発について記載しております。

29、30ページには基本施策と重点施策の評価指標を記載しております。

31ページをごらんください。第5章、計画の推進体制を図であらわしています。当 町が現在取り組んでおります全事業の中から、生きる支援に関連する事業を推進し、全 庁的な取り組みを進めるとともに、神河町自殺対策連携会議において、事業結果につい て効果検証をしていきます。その結果を神河町健康増進・食育推進計画策定委員会に報 告し、総合的な取り組みの進捗状況を確認し、地域全体で連携を図りながら自殺対策を 推進します。

32ページからの資料編1、2はそれぞれの相談窓口と自殺対策基本法を掲載しております。

計画の説明は以上でございますが、人生の最後にみずから命を絶つことを選択するという悲しい結果を生まないよう、全ての人に他人事ではない、自分にも起こり得るかもと捉えていただけるよう、誰も自殺に追い込まれることのない神河町の実現を目指して取り組んでまいりたいと思います。自分で自分の命を終わらせざるを得なかった方や残された方への思いをいたし、おもんぱかる気持ちを持って対策を実行していくことが重要だと考えております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明は終わりました。 本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。 栗原議員。

- 〇議員(10番 栗原 廣哉君) 10番、栗原です。14ページの数値目標ですね。令和 8年にゼロ、それまで2、3というふうになっております。あくまで自殺を防ぐ数です ね、目標なんやからゼロでいったらどうなんですかね。その辺はどうですか。
- ○議長(安部 重助君) 健康福祉課、保西保健師事業特命参事。
- ○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事(保西 瞳君) 健康福祉課、保西でございます。ありがとうございます。この策定を考えます委員会につきましても、その声はやはりいただいております。もちろん、そのつもりで臨んでおるつもりです。が、しかし、やはり社会情勢等もありまして、本当に思いもよらないところで自殺をされるという悲しい出来事がやはり続いております。やはり目標はあくまでもゼロです。しかし、もし

それがかなわないという状況も鑑みまして、国の策定をしております自殺大綱の目標値にできるだけ近づけるように数字を設定をさせていただきました。でも、気持ちはゼロにいくという意思を持って取り組んでいきたいと思っております。

- ○議長(安部 重助君) ほかございませんか。 三谷議員。
- ○議員(2番 三谷 克巳君) 2番、三谷です。ちょっと古いことお尋ねして申しわけないんですが、1点教えていただきたいということでお尋ねをしたいと思います。資料の6ページなり、それから7ページ、健康増進・食育推進計画の基礎調査のアンケートの悩み、それから苦労、それからストレス、不満などあったときの相談相手のアンケートがとられてますが、その結果の中で、相談しないという項目がどちらも非常に多いので、私は不思議に思うわけなんですが、相談しないと答えた方が悩み等がないので相談はしないのか、もしくは相談しても解決しないから相談しないのかが、というのが上の段に相談先がわからないというので相談しないという意味でなくして、意識的にというか自発的に相談をしないんですよというアンケートの結果になってますので、この部分についてはどういうような理解がなされてるのかなということと、もう1点は能動的な自発的に相談しないというアンケート結果ならば、この部分に対する対応、例えば相談先がわからないんでしたら、今やられてるように心の相談とかいろんな啓発ができるんですけど、この面については非常に取り組み方法が具体的に思いつかないので、その辺の分析結果等も踏まえた中で、この計画の中でどのように対応されようとしてるかをお尋ねしたいと思うんです。
- ○議長(安部 重助君) 桐月健康福祉課長。
- O健康福祉課長(桐月 俊彦君) 健康福祉課、桐月でございます。6ページ、それから 7ページの表の下のほうで相談しないという方の数値のほうが多いというところでございます。実は、それについてなぜ相談をしていないのかという次の質問というのが、実際このときにはありませんでした。今、御指摘をいただいたというところも踏まえまして、次の計画のところのアンケートのところでも相談しないという方については、なぜというようなところ、どれだけ書いてくれてかわからないんですけども、そのあたりも次のステップという形で質問項目を設けていきたいというふうには思ってます。

また、町の広報紙、それからいろんな媒体を利用して悩みを持っておられる方については、こういう相談窓口がありますよというようなPR、また今、町のほうでも老人クラブ、民生委員さん、民生協力委員さんなどを中心にゲートキーパーの研修会という形で行っておりますので、そのあたりを中心に活動を広めていっていただいて、啓発も含めた形で進めていきたいというふうに思ってます。よろしくお願いします。

- ○議長(安部 重助君) ほかございませんか。
 小島議員。
- ○議員(6番 小島 義次君) 6番、小島です。いろんな対策がとられていると思いま

すけれども、例えばネット上なんかで自殺を支援するようなサイトが見受けられるんで すけども、それに対しての対策なんかはあるんでしょうか。

- ○議長(安部 重助君) 桐月健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(桐月 俊彦君) 健康福祉課、桐月でございます。よく新聞とかテレビ の関係で、自殺をしたいという方に闇サイトという形でそちらのほうに誘導して自殺を 助けるような、何か文章を書いて殺人を起こしたというようなことも何件か出ていると いうふうに記憶しております。

町としましては、なかなかそこら辺のネット関係とか非常に難しいというか、子供さんについては学校のほうでSNS、それからスマホの利用についての制限とかの指導はされているとは思いますが、なかなか成人の方については、その辺のところがいっていないというような状況ですが、何とか今、三谷議員の質問にもあったように、周囲の方、家族の方、地域の方、その方らを中心に啓発をしていくという方法しかないのかなというふうには思っております。警察の方ともまた相談をしていかなければならないとは思うんですけども、なかなかそのあたりについては難しい状況かなというふうには思っております。よろしくお願いします。

○議長(安部 重助君) ほかにございますか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

[賛成討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論はないようでございます。討論を終結します。

これより承認第5号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 発議第2号

○議長(安部 重助君) 日程第8、発議第2号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

事務局、発議第2号の朗読をしてください。

[事務局朗読]

発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書

.....

○議長(安部 重助君) 提出者の説明を求めます。

廣納良幸議員。

〇議員(1番 廣納 良幸君) 1番、廣納でございます。それでは、発議第2号、新型 コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書について、提出理由を説 明いたします。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、政府はイベント等の自粛要請、小・中学校の休校要請を経て、より強力かつ強固な措置を発動できる準備を進める段階に入ってきております。

経済活動の低迷を懸念して、各種の自粛対策を解除する動きも出始めておりますが、 感染終息が見えない中で規制の緩和にも懸念の声が上がっております。

政府は感染拡大防止とともに地域経済にも配慮した緊急対応策を講じてはいますが、 感染症流行の早期終息を目指して対策のさらなる充実・強化を図る措置を求め、神河町 議会として意見書を提出するものでございます。

以上が発議第2号の提出理由でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

発議第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 **重助君**) 質疑がないようでございます。質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(安部 重助君) 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに替成の方は起立願います。

「替成者起立〕

○議長(安部 重助君) 起立全員であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可 決しました。

日程第9 議員派遣の件

○議長(安部 重助君) 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予

定となっております。

お諮りいたします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安部 重助君) 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定 されました。

日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長(安部 重助君) 日程第9、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し 出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、 お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がございます。 お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続 調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(安部 **重助君**) 御異議ないものと認め、各常任委員長、議会運営委員長申し出 のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。
- ○議長(安部 **重助君**) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会い たしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安部 重助君) 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第92回神河町議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分閉会

議長挨拶

○議長(安部 重助君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は3月3日に開会され、本日までの22日間でした。町長から提出されま した議案は、条例の制定及び一部改正11件、町道路線の認定及び変更、各1件、補正 予算7件、令和2年度当初予算13件、計画、構想の承認5件、計38件が提出されま した。また、議会からは2件の発議がありました。令和元年度神河町一般会計補正予算 (第4号)は総務文教常任委員会に、また、令和2年度各会計予算については、議長を 除く全議員による予算特別委員会に審査を付託し、それぞれ細部にわたり精力的に審議 をしていただきました。

議員並びに執行部におかれましては、終始真剣な議論を交わされた結果、町長から提 出されました議案全でが承認、可決されました。議員各位の御精励と御協力、また執行 部におかれましても、資料提供等、真摯に対応していただきましたことにお礼を申し上 げます。審議の過程におきまして議論されました内容については、十分考慮され、今後 の町政執行に反映されるよう望みます。

1月中旬より世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、世界保健機関、WHOがパンデミック、世界的な流行と宣言し、いまだ広がりを見せ人命を脅かすとともに、社会、経済にも大きな影響を及ぼし、国際情勢も大変大きなダメージを受けています。世界各国、自国においても的確な対応により早期の終息を願うところあります。このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書を国、関係機関に提出させていただきます。

さて、3月末日をもって藤原秀明病院事務長、中島康之上下水道課参事、藤原秀洋税務課参事、田中晋平住民生活課参事、山下和久ひと・まち・みらい課参事の5名が退職されます。個々に業績をたたえるのが本意ではありますが、いずれも町政を熟知された超ベテランであります。これまで長年にわたるさまざまな所管、職務につかれ、ただひたすら町発展のため、多くの諸問題にも的確に取り組まれ、御尽力いただきました。ここに衷心より感謝とお礼を申し上げます。今後は健康に十分留意されて、町民の立場から私たちのよきアドバイザーとして、新たな場で御活躍されますことを御期待申し上げます。

いよいよ春本番を迎え、新しい門出や新年度に向かって大きく躍動する季節、町政においても厳しい財政運営ではありますが、目標設定を誤ることなく、議会、執行部ともに力を合わせて町民皆様の負託に応えられるよう協力できる体制づくりが重要であります。

結びに、神河町のさらなる発展と皆様方の御健勝にて御活躍を祈念しまして、第92 回神河町議会定例会閉会の挨拶といたします。御苦労さまでした。

町長挨拶

〇町長(山名 宗悟君) 第92回神河町議会定例会の閉会に当たり、議員各位に対しま して一言、お礼を兼ねまして御挨拶申し上げます。

去る3月3日から開会いたしました今定例会には、条例制定、改正ほか、令和元年度 各会計の補正予算、令和2年度各会計予算及び承認など、全ての案件につきまして、承 認、可決賜り、まことにありがとうございました。

各議案審議において、議員各位より頂戴いたしました御意見、御提言につきまして、 町執行部として真摯に受けとめ、常に健全財政運営に心がけ、予算執行に当たってまい る所存でございます。

令和2年度予算に対する所信でも述べましたが、新年度の重点施策は神河町地域創生 事業と第2次長期総合計画の推進に加えて、引き続き区要望事業の推進にあります。地 域創生事業は第2期総合戦略の初年度であり、第1期総合戦略の検証を踏まえて交流か ら関係、そして定住につながるよう、神河町にゆかりのある方とのつながりを深めながら、関係人口の拡大を図り、神河町の魅力発信に努め、重要事業の目標実現に向け全力で取り組み、町民の皆様を初め、神河町を応援くださいます全ての方々とともに「ハートがふれあう住民自治のまち~大好き!私たちの町かみかわ~」の実現を目指して、町民協働の町政運営に取り組んでまいります。議員各位には、引き続きの町政に対する御支援、御教示を心からお願いいたします。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染による経済の冷え込みが日ごとに深刻さを増し続けています。神河町といたしましても、感染対策本部を設置をして、最新の情報収集と感染防止啓発に全力で取り組んでいるところでございますが、日本のみならず世界規模での一日も早い終息を心から望むものでございます。まだまだ寒暖の差が厳しくございます。くれぐれも健康に御留意されまして、御活躍くださいますよう祈念申し上げ、定例会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時32分